

イノシシの保護及び管理に関する最近の動向について

1. 捕獲の状況

イノシシの捕獲数は狩猟、許可捕獲（個体数調整と有害鳥獣捕獲）ともに増加し続けているが、2010（平成 22）年をピークに高止まりで推移している。個体数調整による捕獲は全体の 1 割程度であるものの、2010（平成 22）年以降は有害鳥獣捕獲も含めた許可捕獲が全体の半数以上を占めており、イノシシの捕獲において許可捕獲は重要なツールとなっている（図 1）。

イノシシの分布は北上傾向にあり（参考資料 1）、捕獲が確認されていなかった東北地方の一部の県（岩手、宮城、秋田、山形）で、一定の捕獲が報告されるようになった（表 1）。

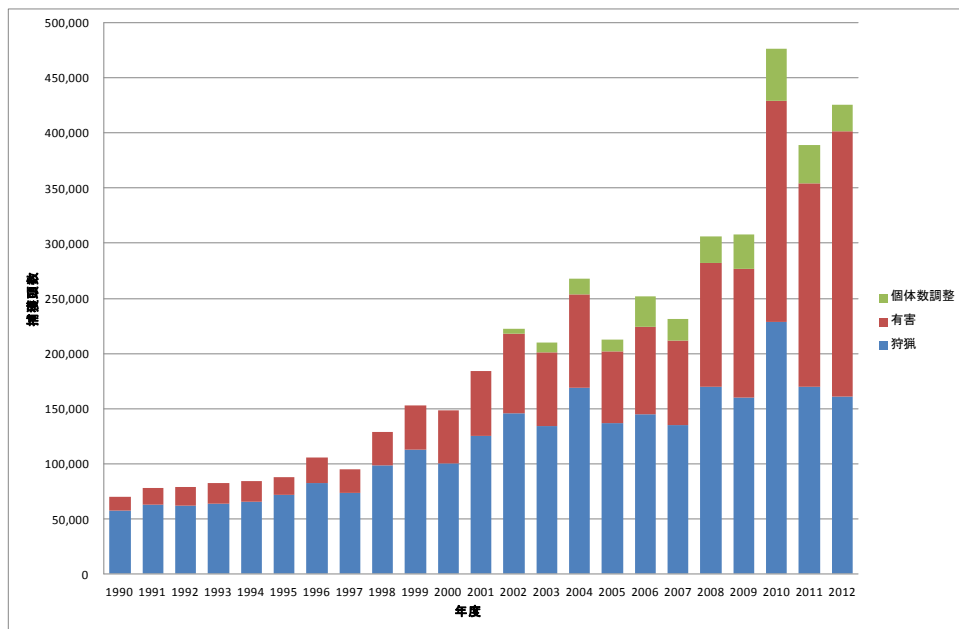


図 1 イノシシの捕獲数の推移

表 1 東北 6 県における近年の捕獲数

年度	平成21				平成22				平成23				平成24			
	狩猟	有害	数の調整	計	狩猟	有害	数の調整	計	狩猟	有害	数の調整	計	狩猟	有害	数の調整	計
青森県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0
宮城県	102	0	0	102	540	5	710	1,255	1,234	8	626	1,868	820	10	1,154	1,984
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0
山形県	18	0	0	18	31	3	0	34	16	1	0	17	18	3	0	21
福島県	2,361	858	0	3,219	2,805	931	0	3,736	2,011	604	406	3,021	2,948	2,260	616	5,824

※平成 24 年度値は暫定値

2. 狩猟者の状況

狩猟者登録数は1990（平成2）年には25万人を超えていたが、ほぼ一定の比率で減少しており、2010（平成22）年には15万人を下まわった。この減少は、銃猟免許者の減少によるものである。逆に網・わな猟免許者（その多くはわな猟免許者）は少しずつ増加している。わな猟免許者の増加は、免許取得に対する行政の支援もあって、農家等による自衛のための免許取得が増えているためである。

狩猟者の年齢構成は著しく高齢化が進んでおり、1990（平成2）年には60歳未満が8割を占めていたが、20年後の2010（平成22）年には全体の3分の1程度に減少し、60歳以上が3分の2を占めるに至っている。

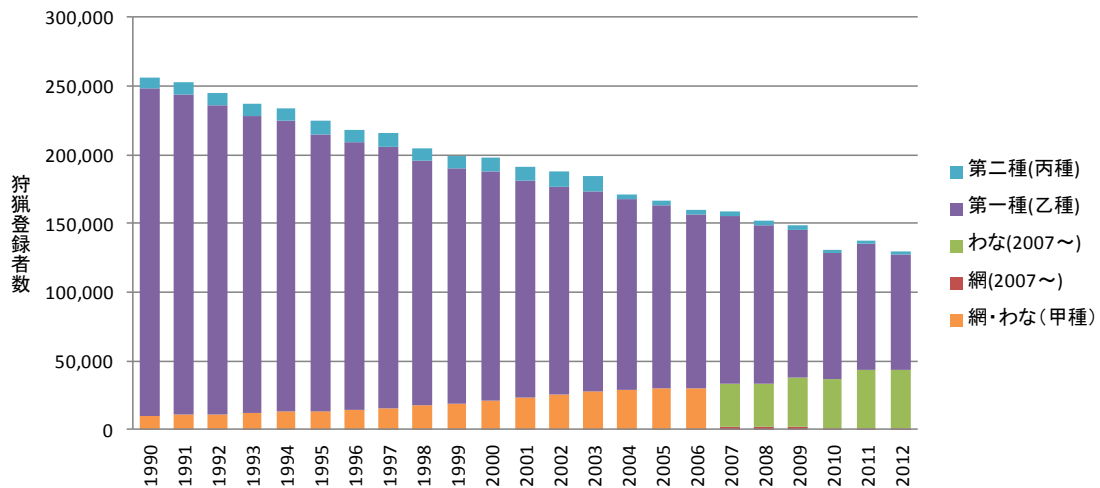


図2 狩猟登録者数の推移

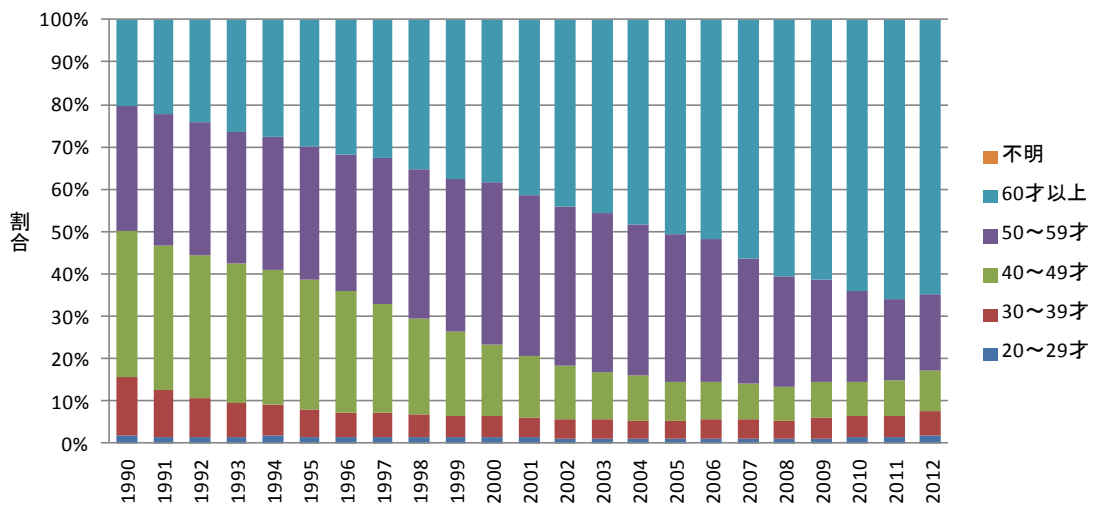


図3 年齢別狩猟免許交付状況

3. 特定計画の策定状況

分布が限定的とされてきた新潟県においても平成 26 年 3 月に特定計画が策定され、特定計画が策定されている都道府県数は 38 府県となった（参考資料 2）。

4. 抜本的な鳥獣捕獲強化対策における当面の全国レベルの目標設定

平成 25 年 12 月 26 日に、環境省と農林水産省が共同で公表した「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」では、被害を及ぼしている鳥獣の個体数の削減に向けて目標を定め、抜本的な鳥獣捕獲対策を集中的に実施することとし、抜本的な捕獲対策を展開するための捕獲従事者の育成・確保や、被害防止のための取組も併せて推進することとした（参考資料 3）。

特にニホンジカとイノシシについては、当面の目標として、10 年後（平成 35 年度）までに個体数を半減させることを目指すこととし、概ね 5 年後に捕獲対策の進捗状況を確認し必要に応じて見直しを行うこととした。具体的には、イノシシについては現状の 88 万頭（平成 23 年度推定値）から平成 35 年度に 50 万頭まで減少させることを目指す。

5. 法律改正による、新たな事業や制度の創設・導入

改正法に基づき、指定管理鳥獣の管理に関する指定管理鳥獣捕獲等事業、認定事業者制度が創設・導入され、夜間銃猟に関する特例も設けられた。（参考資料 4）

パブリックコメントを終えた省令案では、ニホンジカと並びイノシシが指定管理鳥獣に指定されることとなった。指定管理鳥獣になった場合、指定管理鳥獣捕獲等事業の対象となり、一定の要件を満たす場合、夜間銃猟や捕獲個体の放置等に係る特例が適用可能となる。